

学校における道徳教育と人権教育

Moral Education & Human-Rights Education in a school

奈良学園大学人間教育学部

増井 眞樹

MASUI Maki

Nara-Gakuen University

Faculty of Education for Human Growth

キーワード：道徳の時間に行う人権教育の授業，問題解決学習

Keyword : Human-rights Education in moral classes of an elementary school, Problem-solving learning

1. はじめに

小学校の研修会に出向くと，人権教育と道徳教育の違いを問われることがある。道徳は学校教育法施行規則で教育課程に位置付けられており，人権教育は課題教育の一つであるから当然枠組みの違いがある。質問者が聞いているのは，そういう違いではなく，実際の現場で実践している道徳教育と人権教育をどのように考えればいいのかということである。とりわけ道徳の時間に行われる道徳の授業と人権についての学習や価値を指導する授業の扱い方及び展開についてである。さらに，学期ごとに授業時数をカウントする際の基準が不確定である。要するに，道徳の時間に実践している授業が道徳の授業なのか人権の授業なのかあるいはそれ以外のものなのか明確でないのである。

このことは，筆者自身の経験でも感じるところである。30数年前，道徳教育の研究と言えば，道徳の時間における同和教育（人権教育）の研究が殆どであったように記憶している。学習指導要領をはじめとする条

約や法令等と筆者の所属校が歩んできた道徳教育と人権教育を手がかりにそれらの意義を明らかにして，今後のあるべき姿を探っていくものである。

2. 学習指導要領が示す道徳教育と「人権教育啓発に関する基本計画」と「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕」が示す人権教育

道徳教育については，実践の時と場所，目標が小学校学習指導要領第1章総則第1教育課程編成の一般方針の2に明記されている。また，指導の方法や配慮事項も添えられている。更に，小学校学習指導要領総則編には道徳の時間の意義として，「計画的，発展的な指導によって，補充，深化，統合し，道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め，道徳的実践力を育成するものとする」と述べられている。これらをまとめてみると，表1のようになる。

同様に，人権教育について，人権教育啓発に関する基本計画と人権教育の指導方法等の在り方について〔第

3次とりまとめ]「学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方」に掲載されているものを道徳教育と対比させるように一覧にしたのが表2である。ここでは、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であり、知識の共有、技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」とある。

何時	何を	方法	配慮事項
教育活動全体	内面に根ざした道徳性		
・道徳の時間 ・各教科, ・特別活動, ・総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念 ・豊かな心 ・伝統と文化を尊重 ・我が国と郷土を愛す ・個性豊かな文化の創造 ・公共の精神 ・民主的な社会 ・国家の発展 ・他国を尊重 ・国際社会の平和と発展 ・環境保全 ・主体性のある日本人 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相互の人間関係を深める ・自己の生き方についての考えを深める ・豊かな体験を通して考えさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣 ・きまり ・善悪の判断

表1 小学校学習指導要領 教育課程編成の一般方針「道徳教育」

何時	何を	方法	配慮事項
教育活動全体	知的理解 人権感覚		
・道徳の時間 ・各教科, ・特別活動, ・総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの概念、人権の歴史や現状、法律、問題解決のための知識 人間の尊厳、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のための意欲 コミュニケーション技能、合理的・分析的思考、偏見や差別を見極める技能、価値志向的な感覚、妥当性と問題性を認識し解決しようとする人権意識、自分の人権と他人の人権を守ろうとする実践力 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力的な学習 ・参加的な学習 ・体験的な学習 話し合い、反省、現実生活と関連させた思考、自己の行動や態度への適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人とともによりよく生きよう ・集団生活における規範、責任、義務 ・問題解決力

表2 人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕「学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方」

表1・2を通して、学校における道徳教育と人権教育を比較してみると、指導の時・場所は同じである。

また、「人間尊重」と「人間の尊厳の尊重」、「公共の精神・民主的な社会」と「合理的分析的思考」、「豊かな心・伝統と文化の尊重・個性豊かな文化の創造」と「自他の人権の尊重」、「他国の尊重」と「多様性に対する肯定的評価」、「国際社会の平和・発展・環境保全」と「問題解決」など関係深い内容が存在する。さらに道徳教育における「主体的に生きる」という点では、人権教育の「他人とともによりよく生きよう」とする問題解決力が不可欠である。

明らかに違うのは、道徳教育の中では、「人権に関する知識」の指導を行わないことと「人権感覚に基づく実践力」については広い範囲で指導することである。しかし、「人権に関する知識」の指導は、道徳の時間には行わないことから、道徳の時間における道徳教育と人権教育は極めて微妙な関係であると言える。

また、道徳の時間の指導方法については、役割演技や体験を通して自分の生き方について考えるという点では、道徳教育、人権教育ともに似ていると言える。多くの学校で見受けられた参加型の人権教育は、活動だけで終わることが多く、生き方や考え方にまではおよばないと批判を受けることがあった。

3. 道徳教育・人権教育の歴史的経緯から見えること

道徳教育、人権教育それぞれの歴史的経緯を見るために、表3・4のとおり、それぞれの教育に関する法律や資料などを年代別に整理してみた。歴史的経緯といっても、どこまで遡ればいいのか。「和をもって貴しと為す」と十七条憲法に見るように、聖徳太子の時代から現代に通じる道徳教育は存在している。いや、人間が集団で生活を始めた時から、習わしや掟のような形で道徳は存在するのだろう。また、人権教育については、同和教育の根源である部落差別に関しては、様々な起源説がある。

そこで、今回、学校における道徳教育、人権教育を考察するにあたっては、江戸時代後期以降の主な歴史的事項を取り上げて、進めることとした。

まず、道徳教育では、江戸時代の中江藤樹は、近江聖人として、現在の地域の道徳教育の副読本に登場する。貝原益軒の『養生訓』には「人間の尊厳」や生き

方について著わされている。徳川吉宗が『六論』を記させて寺子屋の教科書として配布したとされている『六論衍義大意』には、人として身につけなければならない6つの教えが書かれている。享保の改革などを見ても、幕府の安泰のみならず、儒教の教えに沿った「人としての道」を示していたのではないか。

明治時代は、明治5年に学制が發布され、「修身科」の設置がされたものの、文明開化の名の元で広がった西欧的思想と儒教的思想の対立で、徳育が混乱した時期であった。そこで、明治23年(1891)に「教育ニ関スル勅語」が出されるのである。これは前述の『六論衍義大意』がもとになっていると言われており、そ

1603		江戸幕府		
			1608～1648 中江藤樹	近江聖人
			1630～1714 貝原益軒	養生訓
1720		道德教育の指導要領		
		六論衍義大意	10ヶ条	儒教
		寺子屋	礼儀作法	
1803		藩校	日新館, 明倫堂	
1868		大政奉還		
		王政復古の令		
1873	明治5年	「学制」の發布	「修身科」の設置	
1891	明治23年	「教育勅語」	国民道德の基礎	
1904	明治36年	国定修身教科書		
1914	大正3年	第1次世界大戦		
1939	昭和14年	第2次世界大戦		
1945	昭和20年	敗戦	<道德教育>	<道德の時間>
1958	昭和33年	学習指導要領改訂	学校教育全体で行う	
		「道德の」時間設置	人間尊重の精神	
			基本行動様式, 道德的心情, 判断, 個性伸長・創造的 生活態度, 民主的な国家・社会の成員	道德的实践力向上
1968	昭和43年	学習指導要領改訂	その基盤としての道德性	計画的, 発展的な指導
				補充・深化・統合
				道德的判断力を高め, 心情を豊かにし, 態度と実践意欲の向上
1977	昭和52年	学習指導要領改訂	教師と児童及び児童相互の人間関係を深める	
			道德的实践の指導を徹底	道德的实践力
1989	平成元年	学習指導要領改訂	豊かな体験を通して内面に根ざした道德性の育成	道德の時間は道德的心情を豊かにする
			望ましい人間関係	
			生命に対する畏敬の念	
			主体性のある日本人の育成	
1998	平成10年	学習指導要領改訂	豊かな心, 未来を拓く	道德的価値の自覚を深める
		中教審答申「新しい時代を拓く 心を育てるために」		
1999	平成11年	青少年の特徴		
2001	平成13年	心のノート		
2002	平成14年	学校評価		
2008	平成20年	学習指導要領改訂	道德的心情, 判断力, 実践意欲と態度	
			未来を拓く主体性のある日本人を育成するための基盤としての道德性を養う	
		青少年育成施策大綱		

表3 道德教育に関する歴史的事項

1871	明治4年	解放令	<兵庫県・芦屋市関係>
1922	大正11年		(水平社宣言)
1946	昭和21年	日本国憲法制定	(部落解放全国委員会結成)
1947	昭和22年	教育基本法制定	
1948	昭和23年	世界人権宣言採択	
1950	昭和25年		同和教育が行われる
1951	昭和26年	児童憲章	兵庫県同和教育協議会結成
1956	昭和31年		芦屋市同和教育協議会誕生
1959	昭和34年	児童の権利に関する宣言	
1961	昭和36年	同和対策審議会	
1965	昭和40年	人種差別撤廃条約, 国の同和対策審議会の答申	
1966	昭和41年	国際人権規約, 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)	
1968	昭和43年		兵庫県同和教育基本方針
1969	昭和44年	同和対策事業特別措置法	芦屋市同和教育の方針, 隣保館, 学力保障
1979	昭和54年	女子差別撤廃条約	
1982	昭和57年	地域改善対策特別措置法	
1983	昭和58年		兵庫県地域改善対策としての教育
1985	昭和60年	男女雇用機会均等法	兵庫県部落差別を解消する教育 同和教育と学習指導
1986	昭和61年		芦屋市同和行政の在り方について
1989	平成元年	児童の権利に関する条約	
1990	平成2年		芦屋市同和教育の方針
1993	平成5年	障害者基本法	
1994	平成6年	児童の権利に関する条約を批准	
1995	平成7年	人権教育のための国連10年及び行動計画	
1996	平成8年	21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(中央教育審議会答申)	
1997	平成9年	「国連10年」に関する国内行動計画策定, 人権に関する学習の進め方	
1999	平成11年	男女共同参画社会基本法制定	
2000	平成12年	人権教育・啓発推進法, 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律制定	
2000	平成12年	男女共同参画基本計画策定	
2002	平成14年	国策としての同和対策事業は終焉, 人権教育・啓発に関する基本計画	芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針
2003	平成15年	人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について	芦屋市男女共同参画行動計画
2004	平成16年	人権教育のための世界計画 障害者基本法改正人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]	兵庫県人権教育指導プログラム
2005	平成17年	人権教育のための世界計画第1フェーズ	
2006	平成18年	障害者権利条約	
2006	平成18年	人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]教育基本法改正	
2008	平成20年	児童の権利に関する条約第3回日本政府報告(4月)人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](3月)小学校学習指導要領改訂	
2010	平成22年	人権教育のための世界計画第2フェーズ	

表4 人権教育に関する法律・資料などの一覧

の後の修身・道徳教育の規範とされていった。

大正時代は、大正デモクラシーの中で「児童中心主義」の教育が展開されたが、道徳教育に反映されるには及ばなかったようだ。

昭和初期は、戦争政策推進のための道徳教育であり、敗戦後は、GHQの教育改革、道徳教育の空白時代となった。「社会科」が道徳教育の中心的役割を担っていた時期もあった。

その後は学習指導要領における道徳教育の変遷を見ていく。昭和33年の「道徳の時間」の特設以来「道徳教育全般」と「道徳の時間」の目標などは別々に記述されているが、平成20年の改訂では、ひとまとめに記述されている。このことは、平成11年青少年白書にまとめられている「キレやすい、自己中心的、規範意識の低下、コミュニケーション力不足」という青少年の特徴に対する解決策として様々な対応がされた

が、望ましい方向に進まなかった結果と考えられる。平成 25 年 12 月の報告された「今後の道徳教育の充実・改善方策について」と合わせて考えてみると、国は、子どもたちが主体的によりよい生活を作り上げ、いじめや不登校をはじめとする子どもの問題行動をなくすことを国民的課題にしようとしていることが窺えるのである。だから、道徳の時間だの他の教育活動の時間だのと言うのではなく、あらゆる時間を駆使して実践し、「未来を拓く主体性のある日本人を育成するための基盤としての道徳性を養う」必要があるということだろう。

次に人権教育では、明治 4 年に解放令が出されたものの実際の生活状況は変わらなかったという。そういう中で水平社宣言がなされ、地域や教職員から同和教育が行われるようになった。同和教育協議会も教職員組合から組織されていった。

そして、後を追うように県や市の同和教育基本方針が出された。平成 2 年に出された「芦屋市同和教育の方針」では、人権教育の推進として「すべての学校・園において同和教育を中心に据えた人権教育に努め、人権尊重の精神に立脚した教育実践の推進を図る必要がある。」とある。しかし、昭和 57 年に地域改善対策特別措置法が成立し、その 20 年後の平成 14 年に、国策としての同和対策事業は終止符を打ったのである。

その頃、現場では、「同和教育」から「地域改善対策としての教育」、続いて「人権教育」という名称の変更が迫られた。同和教育の発展解消という名の元、同和教育協議会が人権教育協議会へと変わっていった。それに伴い学校の道徳の時間にも同和教育という名称が消え、人権教育として表されるようになった。ちょうど同じ頃、前述の青少年の問題が浮き彫りにされ、「心のノート」が小中学校の児童生徒全員に配布され、「学校評価」が実施されるようになった。このことにより、長い間校内を中心に営んできた教育が一挙に外部の目にさらされることとなった。現在ではどの学校もオープンスクール期間を設け、参観の機会が多くなり、外部評価も当たり前になっているのである。

このように振り返ると、次の 5 点が明らかになった。

(1) 道徳教育は、儒教に基づく思想家たちによる人の生き方の研究に続き、国から制度化されてきたものであるのに対して、人権教育は、被差別者や弱者の声から始まり、外国からの要請も受け、行政が後追いをしてきたものである。そして、

人権教育は教職員が主体的に取り組んできたものである。

- (2) 同和教育として始まったものが人権教育へ進展していった。
- (3) 道徳教育の受け入れが難しい時代があった。
- (4) 子どもを取り巻く問題が複雑化してきたことが道徳教育に対する考え方を変えた。
- (5) 現在の子どもの課題解決のためには、道徳教育と人権教育の両方の実践を確実に行う必要がある。

4. 道徳の時間における道徳教育と人権教育の指導方法の比較

道徳の時間には、共感を通して価値の伝達を行う形が伝統的であった。昭和 50 年頃になると、現実主義への転換が進むにつれて、話し合い活動を通じた道徳の授業がみられるようになった。葛藤場面を設定するジレンマ資料もその一つである。また、写真や映像を資料とする授業も見られるようになった。一時期、道徳の時間は道徳性、道徳実践力を育てるもので、道徳実践を促す時間ではないと言われ、問題解決学習を問題視されたこともあった。しかし、この度「道徳の時間における問題解決学習再考」が発表され、指導者と子どもたちの主体性に注目されたものだと考える。また、発問は「テーマ発問」が強調されるようになった。

一方、人権教育では、昭和 60 年兵庫県が出した「部落差別を解消する教育」では、道徳の時間の同和教育としては、「よもぎつみ」や「かばん持ち」「ハーモニカ長屋」といった読み物資料を中心に、登場する人物の言動や事象についての問題点に気づかせ、どうしたらいいのか話し合い、実践力の元になる心の在り方に気付かせる展開が実践例として挙げられている。以降、各学校においては、それに沿って実践され、道徳の時間の研究はその展開方法や個別の児童への指導をどうするかというものであった。当時の教師たちは、それらの研究と対象地域への家庭訪問とを合わせて、教師自身の生き方や考え方をみつめる生活であった。

平成 9 年に示された「人権に関する学習のすすめ方」では、社会教育施設における学習方法が述べられている。そこで参加型人権学習が登場する。その後、中学校を中心に参加型の人権学習が広まっていった。そして、人権教育の指導方法の基本原則である「協力的・

参加的・体験的な学習」を取り入れる学校は、年々増加している。しかし、前述したように、活動や体験に終わることが多く、自分の生き方や考え方に迫ることが少なかった。

5. おわりに

道徳の時間における道徳教育と人権教育は、一部の指導内容を除いて、価値や指導法については差異が無いように考える。道徳の内容項目をカバーできるのであるなら、人権教育と重ねて実践する。それ以外のもは、道徳として実践する。つまり、35時間のうち、内容項目数の時間は道徳として、それ以外は人権教育として、重なっているものは両方でカウントすると、授業時数の問題は解決できる。

指導方法については、自分の生き方や考え方に迫ることができる方法が重要である。そして、何より指導者も学習者ともに主体的に取り組むものでなければならない。

また、道徳の時間のみを取り上げるのではなく、全教育課程における道徳教育・人権教育の実践も疎かにできない。どの学校でも、どちらの全体計画も年間指導計画も作成されているが、それぞれが有機的につながって推進されているのが課題である。学校全体で挨拶活動や縦割り集団活動、集会活動などを通して道徳教育や人権教育を行っているが、ややもすれば活動の運営ばかりに終始して、そこで子どもたちに身につけさせる道徳性や人権感覚については十分に吟味されることなく進められてきたのではないだろうか。

実際、人権教育に関する全体計画又は年間指導計画において具体的に定めているものをみると、学校における教育活動全体の目標との関係は90%を超えるが、個別的な人権課題への取組に関する目標・計画は20%、交流活動や体験活動、課題探求型の学習活動などの実施に関する目標、計画等も40%と少ない状況である。

「子どもの頃から指導してほしい」「相手の立場を想像できる思いやりを育ててほしい」と市民の要望は強い。道徳教育にも人権教育にも真摯に取り組みたい。

参考・引用文献

・「小学校学習指導要領」 文部科学省 2008年

- 平成20年 3月
- ・「小学校学習指導要領解説 総則編」文部科学省 2008年 平成20年 8月
 - ・「学習指導要領解説 道徳編」文部科学省 2008年 平成20年 8月
 - ・「人権についての市民意識調査 報告書」芦屋市 2010年 平成22年 3月
 - ・養生訓 貝原益軒 岩波文庫 1961年 昭和36年 1月
 - ・芦屋市人権教育協議会資料
 - ・人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 2013年 平成25年 10月
 - ・人権教育指導プログラム 兵庫県教育委員会 人権教育指導プログラム開発推進校連絡協議 2004年 平成16年
 - ・人権教育の指導方法等の在り方について〔第1次とりまとめ〕人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 2004年 平成16年6月
 - ・人権教育の指導方法等の在り方について〔第2次とりまとめ〕人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 2006年 平成18年1月
 - ・人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 2008年 平成20年3月
 - ・人権教育啓発に関する基本計画 法務省 2002年 平成14年3月
 - ・白書 学制百年史 「幕末期の教育」学制百年史編集委員会 1972年 昭和47年8月
 - ・「修身」全資料集成 宮坂宥洪監修解説、渡辺昇一序、四季社 2000年 平成12年8月
 - ・道徳の時間における問題解決学習再考 平成26年度日本道徳教育方法学会発表 国立教育政策研究所 西野真由美 2014年 平成26年6月
 - ・今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）道徳教育の充実に関する懇話会 2013年平成25年12月
 - ・青少年白書 内閣府 2001年 平成13年
 - ・青少年育成施策大綱 青少年育成推進本部 内閣府 2008年 平成20年12月
 - ・人権についての市民意識調査 報告書 芦屋市 2010年 平成22年3月